

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

中小企業及び農業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

自営業者の多くは、事業主とそれを支える家族従業者によって家業を営んでいます。しかし、家族全員で力を合わせて働いて得た所得は、所得税法第 56 条「生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事したことにより対価を受ける場合には、必要経費に算入しない。」（条文趣旨）の規定によってすべて事業主の所得とみなされています。事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者で 86 万円、配偶者以外の家族は 50 万円であり、家族従業者にとっては最低賃金にも満たない状況です。

所得税法第 56 条の規定が設けられた時点から、社会経済情勢は大きく変化し、個人の権利意識も高まり、個人事業の実態も、法第 56 条が想定する状況から大きく乖離していると言わざるを得ません。

また所得税法第 57 条において、法第 56 条の特例規定として専従者給与及び専従者控除について必要経費算入を認めており、青色申告者については給与等の支払いに関しては実効性のないものとなっています。

2011 年 4 月からは、すべての事業者に記帳が義務付けられました。もはや白色申告者と青色申告者との間に差異が生じるべき理由はありません。

以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
総 務 大 臣	山 本 早 苗	様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎	様
衆 議 院 議 長	大 島 理 森	様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭	様

